

協議第38号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 合併前の小田原市の区域における町または字の名称は、現行のとおりとする。
- 2 合併前の南足柄市の区域における字の名称は、合併時までに変更の必要性について検討する。
- 3 1及び2の方針にかかわらず、小田原市と南足柄市において類似する字の名称については、地域住民の意向を踏まえ、合併時に変更を行うよう調整する。

平成29年7月11日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・合併時における混乱を避けるため、町名・字名の変更については必要最小限にとどめることが適当である。
- ・字の名称の変更に当たっては、地域の歴史を尊重するとともに、地域住民の意向を踏まえて調整する必要がある。

(協議第38号 町名・字名の取扱いについて) 別紙

1 合併後の市における表示の例 (現在の南足柄市の区域)

(1) 字の名称を変更しない場合

(現行)		(合併後の表示)
南足柄市関本	⇒	小田原市関本

(2) 字の名称を変更する場合 (「南足柄」を地名に残す場合)

(現行)		(合併後の表示)
南足柄市関本	⇒	小田原市南足柄関本

2 類似する字の名称

小田原市	南足柄市
北ノ窪 (きたのくぼ)	北窪 (きたのくぼ)

参考 地方自治法に基づく町名・字名の変更手続き

市議会の議決を経て、市長が変更の告示を行う。

○地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)抜粋

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

③ 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(参考) 両市の町名・字名

小田原市	南足柄市
<p> 栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、 中町一丁目、中町二丁目、中町三丁目、 浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、浜町四丁目、 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、 城内、 南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、 寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、寿町四丁目、 寿町五丁目、 東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、 東町五丁目、 城山一丁目、城山二丁目、城山三丁目、城山四丁目、 扇町一丁目、扇町二丁目、扇町三丁目、扇町四丁目、 扇町五丁目、扇町六丁目、 緑、十字、荻窪、谷津、池上、井細田、多古、 蓮正寺、中曾根、飯田岡、堀之内、柳新田、小台、 新屋、府川、<u>北ノ窪</u>、清水新田、穴部、穴部新田、 久野、板橋、南板橋、風祭、入生田、水之尾、早川、 早川一丁目、早川二丁目、早川三丁目、 下堀、中里、矢作、鴨宮、上新田、中新田、下新田、 南鴨宮一丁目、南鴨宮二丁目、南鴨宮三丁目、 曾比、栢山、飯泉、成田、桑原、別堀、高田、千代、 永塚、東大友、西大友、延清、曾我原、曾我谷津、 曾我別所、曾我岸、曾我光海、 国府津一丁目、国府津二丁目、国府津三丁目、 国府津四丁目、国府津五丁目、 国府津、田島、酒匂、 酒匂一丁目、酒匂二丁目、酒匂三丁目、酒匂四丁目、 酒匂五丁目、酒匂六丁目、酒匂七丁目、 西酒匂一丁目、西酒匂二丁目、西酒匂三丁目、 小八幡一丁目、小八幡二丁目、小八幡三丁目、 小八幡四丁目、 小八幡、石橋、米神、根府川、江之浦、上曾我、 下大井、鬼柳、曾我大沢、前川、羽根尾、中村原、 上町、小船、山西、沼代、小竹、川匂、東が丘 </p>	<p> 中沼、狩野、向田、 飯沢、広町、関本、 雨坪、福泉、 弘西寺、苧野、 和田河原、 駒形新宿、生駒、 塚原、岩原、沼田、 三竹、小市、班目、 千津島、壙下、 竹松、怒田、内山、 矢倉沢、<u>北窪</u>、 大雄町、岡野 </p>

※ 下線を引いた字名は、両市で類似する字名である。